

承認工事審査基準

(目的)

第1条 この基準は、相模原市道路占用規則(昭和54年相模原市規則第25号)第2条に規定する工事のうち、車両出入口工事及び防護柵撤去工事に関する承認の基準について必要な事項を定める。

(車両出入口の承認基準)

第2条 車両出入口の施工を承認する場合は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 車両出入口の構造は、「道路標準構造図(平成22年4月改定相模原市都市建設局土木部)」の歩道切下げ標準図(全面、一般型)及び歩道切下げ標準図(特殊ブロック型)によるものとする。
- (2) 車両出入口の位置は交差点、横断歩道内及び横断歩道の側端から5m以上の距離を保つこと。ただし、敷地等の状況によりこれによりがたい場合はこの限りでない。
- (3) 車両出入口の幅は、普通乗用車は4.2m以内、大型乗用車は6.0m以内とする。ただし、車両の回転半径からこれによりがたいと認められる場合は当該車両の軌跡により算出した必要最小限の幅にまで増加することができる。また、敷地の有効利用上やむを得ない場合は、協議により必要最小限の幅まで増加することができる。
- (4) 車道に取り合わせる角度は直角とする。
- (5) 車両出入口は、1敷地について1箇所とし、出入口を分離する必要がある施設等特別な事情がある場合は、2箇所まで承認することができる。なお、出入口を分離する必要がある施設とは、複数車両の駐車のように供するため、2台以上の駐車箇所を設ける場合で、敷地の形状から当該車両が敷地内において転回が可能であり、道路管理上出入口を分離した方が交通の支障とならないと認められる施設をいい、業種形態は問わないものとする。
- (6) 歩行者及び車両の交通の安全を確保するために必要があると認めるときは、当該車両出入口その他必要と認める箇所に交通安全施設を設けるものとする。
- (7) 街路樹を撤去する必要がある場合は移植するものとし、「道路管理者以外の者が行う街路樹移植の取扱要領」に準ずるものとする。
- (8) 歩道内に既設の道路排水施設等が設置されている場合は、補強措置を講ずる

こと。

(防護柵の承認基準)

第3条 防護柵の施工を承認する場合の基準は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 防護柵の撤去はスパンごとに行うこと。

(2) 防護柵の支柱基礎、撤去の構造は「防護柵の支柱基礎工標準図」によるものとする。

(工事費用の負担)

第4条 工事に要する費用は、申請者の負担とする。

附 則

1 この基準は、平成13年4月1日より施行する。

2 歩道の切り下げ工事及び防護柵の取りはずし工事に関する承認基準(昭和55年5月1日以下「旧基準」という)は廃止する。

3 この基準施行の前日までに旧基準により承認した工事については、この基準により承認したものとみなす。

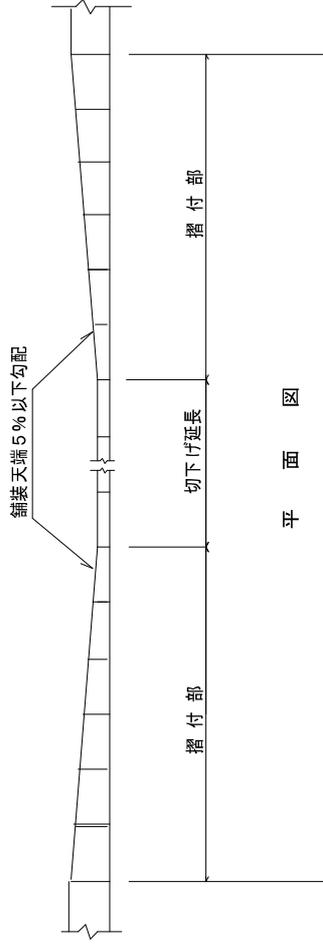
附 則

この基準は、平成22年4月1日より施行する。

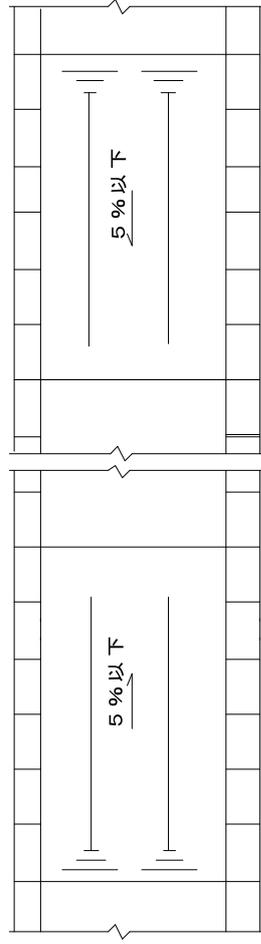
歩道切り下げ標準図（全面切り下げ型）

歩道切り下げ標準図（一般型）

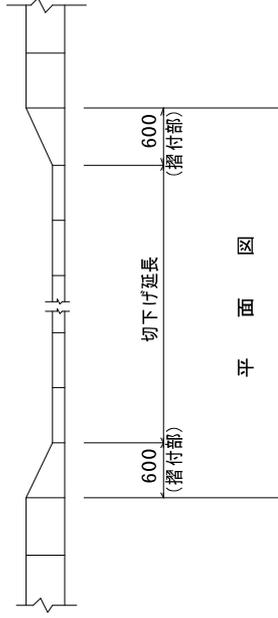
側面図



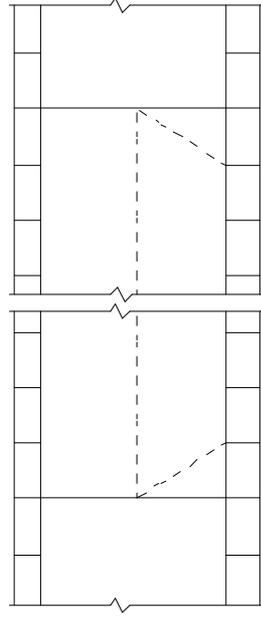
平面図



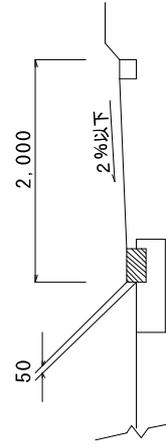
側面図



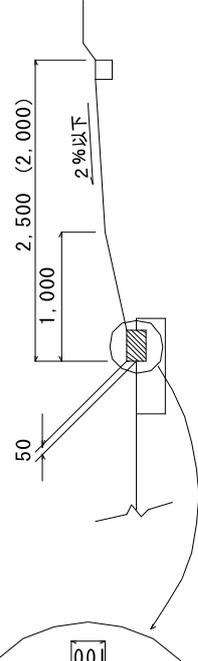
平面図



断面図



断面図



(注) 1. 車対応の舗装構成は切下げ延長+両側6.0m分とする。

2. 標準切下げ延長は4.2mとする。

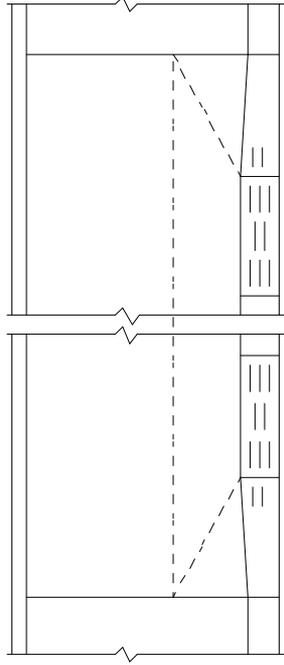
3. 横断歩道部の段差は5mmとする。

4. 縦断摺付勾配は5%以下とする。ただし、沿道等の状況によりやむを得ない場合には、8%以下とする。

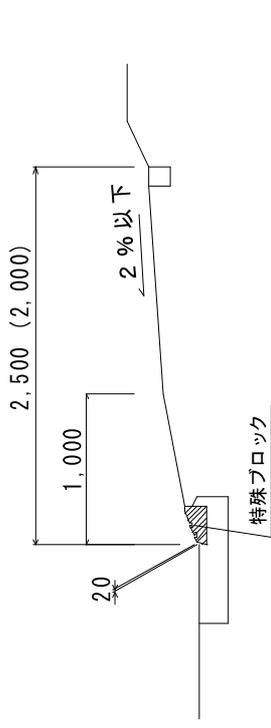
(注) 幅員2.0m以上の歩道についてはこの型にすることが出来る。

歩道切り下げ標準図(特殊ブロック型)

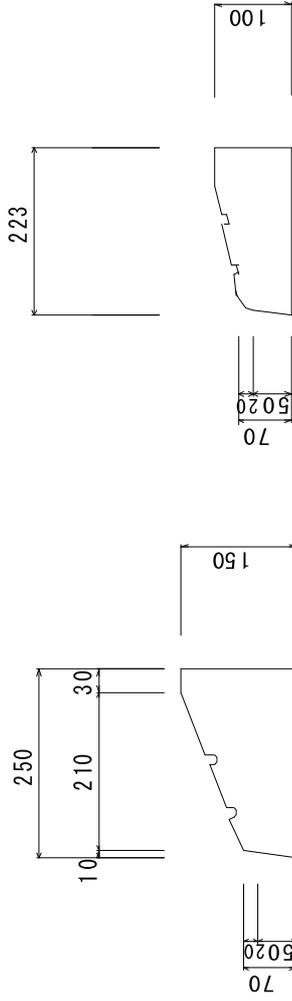
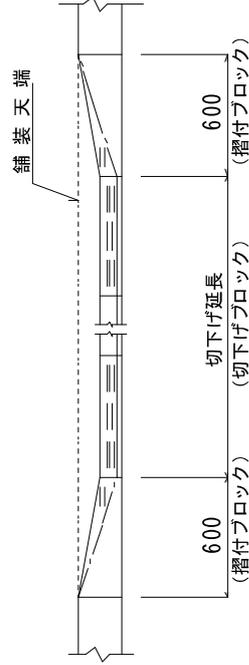
平面図



断面図



側面図



特殊乗入れブロック
※ 狭い歩道での浪打改善用

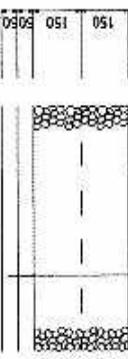
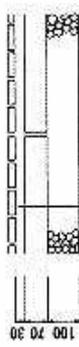
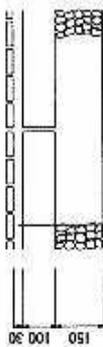
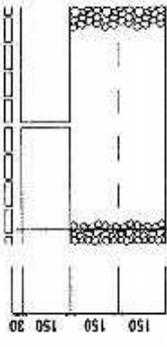
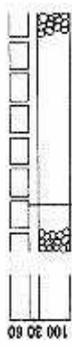
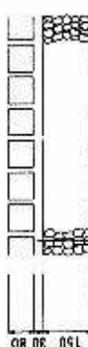
皿型斜ブロック
※ 自転車通行の環境改善用

- (注) 1. 車対応の舗装構成は切下げ延長+両側60cm分とする。
2. 標準切下げ延長は4.2mとする。

歩道舗装構成表

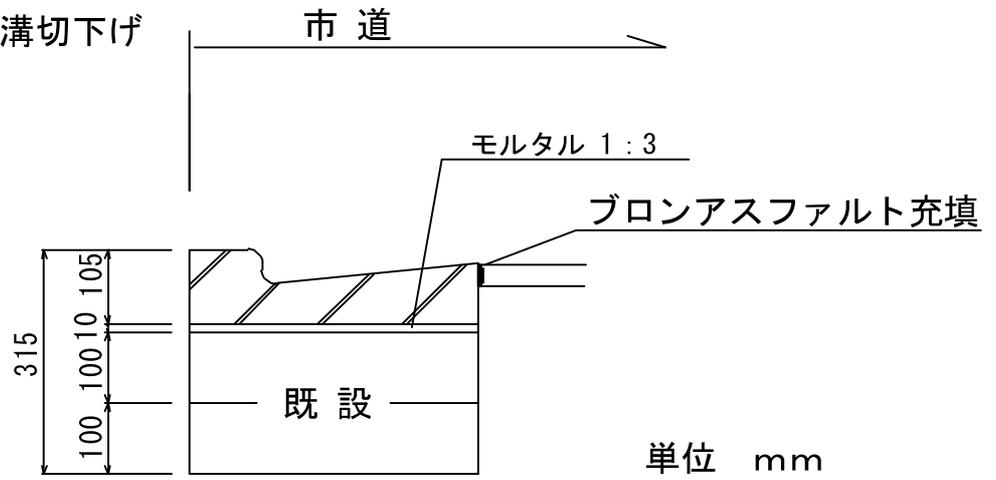
(注) ・プライムコート A:乳剤 PK-3 1.2 L/m²
 ・タックコート A:乳剤 PK-4 0.4 L/m²

【特記】 ・モルタルは、水:セメント:洗砂を1:2:6の割合で配合したものとする。
 ・コンクリート自融は、コンクリート製造要領に基づくものとする。

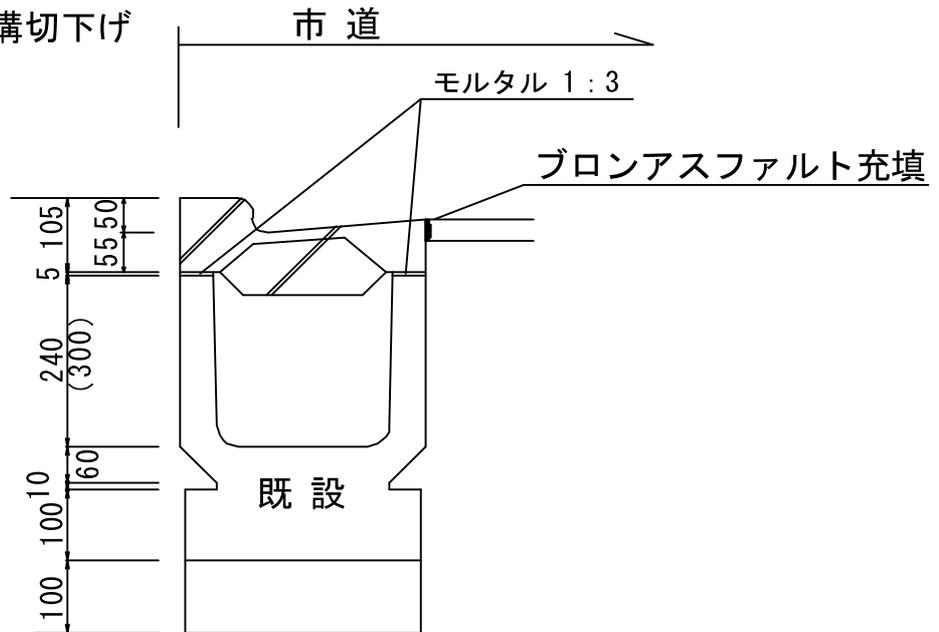
種別	用途	一般部の場合	切下げ部 (普通車用)	切下げ部 (大型車用)
アスファルト舗装		 <p>表層工 剛粒層 結層工 RC-40</p>	 <p>表層工 剛粒層 結層工 RC-40</p>	 <p>表層工 剛粒層 タックコート 底層工 粗粒層 プライムコート 結層工 RC-40 2層仕上</p>
タイル舗装		 <p>ボンドモルタル モルタル 1-2-6 コンクリート C18-8 プライムコート クラッシュラン RC-40</p>	 <p>ボンドモルタル モルタル 1-2-6 t=25mm コンクリート C18-8 プライムコート クラッシュラン RC-40</p>	 <p>ボンドモルタル モルタル 1-2-6 t=25mm コンクリート C18-8 プライムコート クラッシュラン RC-40 2層仕上</p>
インターロッキングブロック舗装		 <p>洗砂 目直し層工 クラッシュラン RC-40</p>	 <p>洗砂 クラッシュラン RC-40</p>	
視覚障害者用 誘導用ブロック				 <p>ボンドモルタル モルタル 1-2-6 コンクリート C18-8 プライムコート</p>

歩道がない場合で、民地側から側溝が撤去できる場合

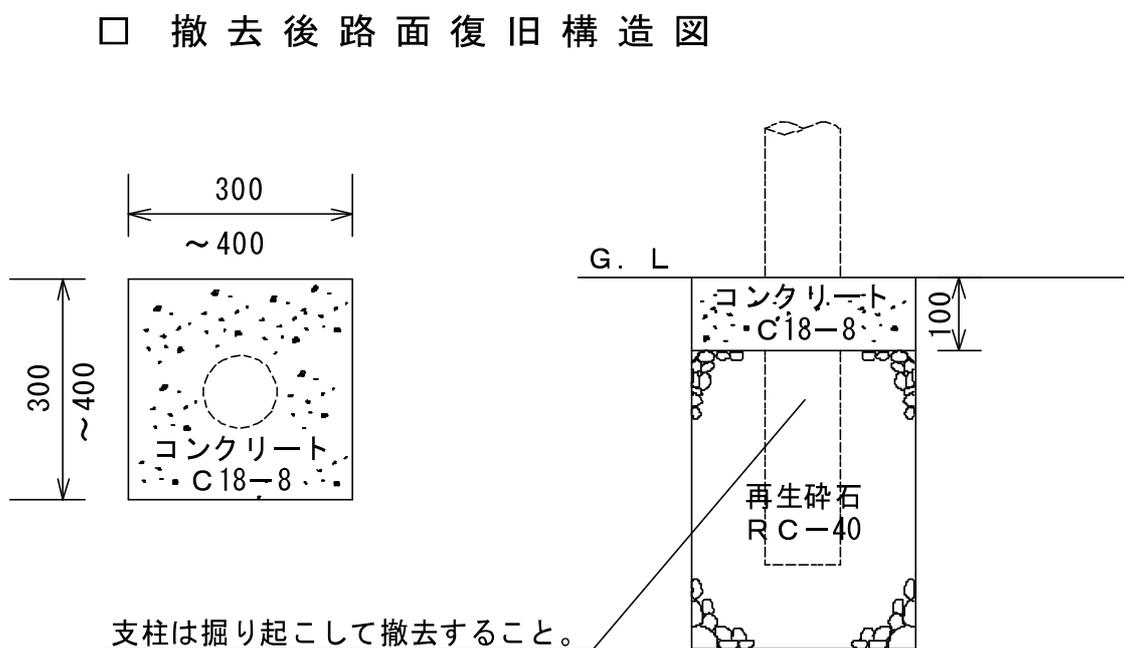
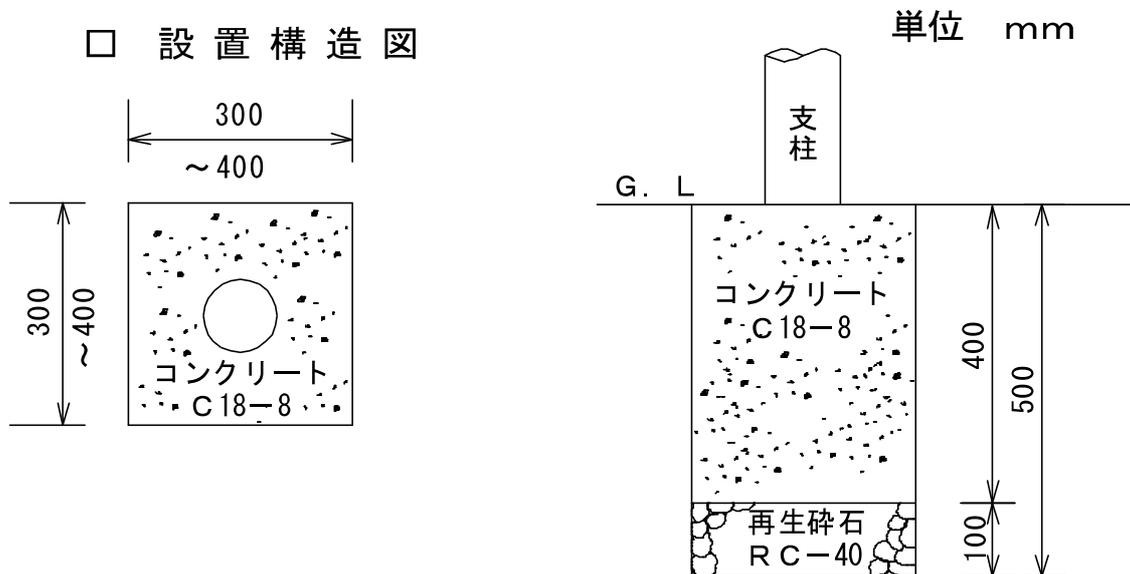
□ L型側溝切下げ



□ LU側溝切下げ



防護柵の支柱基礎工標準図



なお、表層部分が特殊舗装の場合は、その材質にあわせて復旧すること。